



## 令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

令和3年度復興庁予算については、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第46号）及び「令和3年度以降の復興の取組について」（令和2年7月17日復興推進会議決定）を踏まえ、「第2期復興・創生期間」の初年度において必要な取組を精力的に進めるため、次の4つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

1. 地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において、心のケア等の被災者支援など残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指し、きめ細かい取組を着実に進めること。
2. 原子力災害被災地域においては、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、帰還環境の整備、移住・定住の促進、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭をはじめとする本格的な復興・再生に向けた取組を行うこと。
3. 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するとともに、新しい東北の創造に向けた取組を含めたこれまで10年間の復興庁の取組を通じて蓄積されたノウハウについて情報を発信し、政府部内を含め被災地内外への普及展開を推進すること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存事業の成果検証や、よりの確な事業進捗の見極めを行い、効率化・重点化に十分努めること。

### 【本件連絡先】

予算・会計班 大塚、渡邊、轟木

電話：03-6328-0281（直通）